

特別養護老人ホームやすらぎ荘運営規程

(指定介護老人福祉施設)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東山愛光会が設置経営する特別養護老人ホームやすらぎ荘で行う介護保険法による指定介護老人福祉施設事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設は、施設サービス計画に基づき、利用者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように運営することを目指すものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームやすらぎ荘
- (2) 所在地 岩手県一関市東山町長坂字南山谷12番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
施設での一切の業務の運営管理を一元化的に行う。
- (2) 医師 1名
利用者の健康状態を把握し、健康保持のための適切な処置を行う。
- (3) 事務員 必要数
予算、介護給付費請求事務、その他必要な事務を行う。
- (4) 介護支援専門員 1名
施設サービス計画の作成、記録整備、認定調査、認定申請手続きを行う。
- (5) 生活相談員 1名
利用者の申し込みやサービス調整、苦情処理、各種相談業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名
日常生活上で必要な機能の改善、維持のための機能訓練を行う。
- (7) 看護職員 2名以上
健康状態の把握からの健康管理及び医療的処置を行う。
- (8) 介護職員 21名以上
個別サービス計画に基づいた入浴、排泄、食事等の介護を行う。
- (9) 管理栄養士 1名
栄養並びに心身の状況、嗜好に配慮した献立の作成を行う。

(10) 夜勤専門員 2名以上

介護職員の業務を補助し、排泄、食事等の介護を行う。

(勤務時間)

第5条 各職種の勤務時間は次のとおりとする。

(1) 介護職員

早 出 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

普 通 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

遅 出 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

夜 勤 1 6 : 0 0 ~ 9 : 3 0

(2) 看護職員

普 通 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(3) 夜勤専門員 1 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0

(利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

利用定員 50名

(事業の内容及び料金)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）サービスを提供した場合の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 生活相談(相談援助等)
- ③ 機能訓練（日常動作訓練等）
- ④ 介護サービス(食事、入浴、排泄等)
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 給食
- ⑦ 趣味活動（クラブ、レクリエーション等）
- ⑧ 居室
- ⑨ 日常生活の世話（着替え、整容等）

その他、提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る

2 次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- ① 利用者が支払う食費及び居住費（滞在費）は、重要事項説明書によるものとする。
- ② 理美容代 実 費
- ③ 費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費分とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対してで説明した上

で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 職員は利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は予め事業者が定めた協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び利用者の家族に報告しなければならない。

（事故防止の対応）

第9条 設備の環境整備、身体、精神状況、行動等を常に把握すると共に、職員相互が事故の発生を未然に防止するため共有の認識をもって対応するものとする。

（褥瘡予防対策）

第10条 褥瘡が発生しないよう適切な介護及びその発生の予防に努めなければならない。

2 褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い者など）に対し、褥瘡予防のための計画の作成及び実践並びに評価する。

3 医師の指示のもとに看護職員が担当し、介護職員、栄養士等体制を密にし褥瘡対策を講ずるものとする。

（感染症対策体制の徹底）

第11条 施設において感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように、医師、看護師、栄養士等指導のもとに各関係職員が常時連携を図り、感染症又は食中毒が発生又は疑われる状況が生じた場合は、各関係機関に報告、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

（看取り介護）

第12条 近い将来訪れる死に対し、身体的、精神的苦痛をできるだけ緩和し、その人の尊厳を十分配慮し終末期の日常生活の充実と援助を図るものとする。

（非常災害対策）

第13条 管理者、職員は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期し、災害の未然防止につとめなければならない。

2 事業者は防火管理者を定め、非常災害その他の緊急事態に備え、自衛消防組織分担表及び緊急連絡系統図を作成し、定期的な避難訓練及び設備点検に努めなければならない。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第14条 利用契約にあたっての重要事項説明書によるものとする。

（その他の運営についての重要事項）

第15条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

し、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

② 定期研修

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、運営する社会福祉法人の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 20 日から施行する。

ただし、第 7 条第 2 項の改正は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 24 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。